

高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画
計画段階環境配慮書に対する意見書

名 前	認定 NPO 法人気候ネットワーク 代表 浅岡美恵
住 所	〒 1 0 2 - 0 0 8 2 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6 階 (TEL 03 - 3263 - 9210)

1.石炭火力発電の問題について

①今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約2倍のCO₂を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。

②今後建設される発電所は、少なくともLNG火力が達成している約350g/kwhというCO₂排出原単位を実現できる水準を満たすべきである。この観点からすると、石炭火力発電はIGCC技術でもこのレベルには到達しがたく、いかに高効率でも、またたとえ設備更新でも、今後の石炭火力発電所の建設自体は環境への配慮を著しく欠くものであると言わざるを得ない。さらに、今回採用されるUSC技術はIGCCよりも効率が劣るものであり、環境上の影響は一層大きく、建設は容認できない。

③本事業は「設備更新」と位置づけられているが、設備容量を計50万kWから計120万kWへと2.4倍も増加させるものであり、実質的には石炭火力発電所の拡大計画である。しかし、今後省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼働する2021年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、このような大幅な設備増加は必要であるとは考えにくい。え、最もCO₂排出の多い燃料である石炭での火力発電所の建設の必要性はないと考えられる。

④日本政府は、環境基本計画において、2050年に温室効果ガス排出量を80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも30年程度稼働することを考えると国の目標と整合せず、本事業の正当性は認められない。

⑤計画段階配慮書は、事業の枠組みが大まかに決定した後にアセスメントを行っても対策の検討

や実施が困難であるという問題点を解消するために生まれた制度である。しかし、事業を実施しない場合を含めた他案を検討せず、事業実施ありきで配慮書が作成されるのであれば、本制度自体が意義を失う。事業実施なしを含めて、他の選択肢の検討を行うべきである。

⑥石炭はコスト面に優れるとしているが、途上国の需要増加を考慮すると、将来的には価格が上昇すると予想される。さらに温暖化対策の観点から、CO₂対策の強化が必須であることを考えれば、削減コストは想定している以上に高くなると考えられる。これらのことから、石炭火力発電は経済性に優れているとは断定できず、むしろ石炭は経済的に不安定な燃料であることを認識するべきである。

2.CO₂排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について

本配慮書では、「最新の技術を導入し、既設発電所に比べ熱効率の向上を図り、現状より発電電力量あたりの二酸化炭素排出量を削減する」として、CO₂排出量について検討されていない。しかし、IPCC第5次評価報告書において示されたように、CO₂は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。仮に、使用される技術がBATに該当するとしても、事業によって引き起こされるCO₂の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。

「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」によれば、事業によって「重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき」(p23)とあり、CO₂排出量の程度が著しい事業は「重大な環境影響」を持つとみなされる(p26)。回避・低減が可能、影響が可逆的、短期間であるなどの特性を持つ影響は、方法書以降で扱うことができるとされている(p24)が、本事業を通じて大量に排出されるCO₂による気候変動への影響は回避できるものでなく、またその影響が不可逆的であり、長期間にわたる。事業の計画段階において検討されるべき事項であることは論を待たず、この点を欠く本配慮書は、十分に環境保全について検討しているとみなすことはできない。

さらに、2013年4月26日に経済産業省・環境省が公表した「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(以下、「取りまとめ」)によると、天然ガス火力を超過する純増分(最新型の天然ガス火力発電所と比較した差分など)について海外での削減取組みなどの対策を行っている

場合には、事業者が環境保全措置を行っているといなされる。しかし、本配慮書においては、そのような措置については触れられていない。

電源開発株式会社は、竹原火力発電所新1号機設備更新計画についての環境影響評価準備書に対して、取りまとめをふまえるよう、環境大臣から意見（平成25年10月28日）、経済産業大臣から勧告（平成25年11月15日）を受けている。本事業についても取りまとめを踏まえる必要があることは認識していかるべきであり、CO₂対策について明確に説明する責任がある。

3.CO₂排出による環境影響に関する具体的な情報について

本配慮書においてはCO₂に関連する詳細データが示されていない。これでは、本事業の技術がBATに該当するかを判断することもできない。CO₂排出量や発電端効率、送電端効率は環境の保全の見地から検討するにあたって欠くことのできない情報であり、配慮書に記載されてしかるべき事項である。事業実施の是非にも関わる重要な情報であると考えられるため、事業者にはこれらの情報を開示することを求める。